

一般社団法人 miraie 募金箱規程

第1条（趣旨）

この規程は、一般社団法人 miraie（以下「当法人」という。）の活動趣旨に賛同した募金者の意思が当法人の活動へ生かされるように、当法人の募金箱に関して管理運営に必要な事項を定めるものとする。

第2条（募金箱の設置登録申請）

当法人の活動趣旨に賛同し、募金箱の設置に協力しようとする者（以下「設置協力者」という。）は、この規程の内容に同意したうえで、募金箱の設置場所、管理者等を定め、所定の募金箱設置登録申請書（又は、Web 入力方式を含む）を代表理事に提出しなければならない。

- 2 代表理事は、募金箱設置登録申請書の内容を審査し、募金箱の設置に関する登録を適切と認めるときは、設置協力者に募金箱を交付するものとする。
- 3 前項の規程により募金箱の交付を受けた設置協力者は、速やかに募金箱を設置したうえで、募金箱の設置開始年月日等を当法人に報告しなければならない。

第3条（設置場所）

募金箱の設置可能な施設は、当法人の活動趣旨に賛同する販売店、商店、事業所などの不特定多数の人が出入りし、かつ募金箱の適切な管理ができる施設とする。

- 2 施設内における募金箱の設置場所は、施設内の多くの人の目にふれるところとし、常時設置するものとする。

第4条（禁止事項）

設置協力者及び管理者は、募金箱を他人に譲渡又は貸与してはならない。

- 2 個人による募金箱の所有は認めない。

第5条（設置登録の取り消し）

設置協力者又は管理者において次に掲げるいずれかに該当する事由が生じたときは、当法人は、募金箱設置に関する登録を取り消すことができる。

- （1）法令又はこの規程に違反する行為が確認されたとき
- （2）当法人の社会的信用を損なう行為が確認されたとき
- （3）その他当法人が募金箱設置の継続を不適当と認める状況が確認されたとき

- 2 当法人が募金箱設置に関する登録を取り消したときは、設置協力者は募金箱を当法人に返却しなければならない。

第6条（募金箱の設置費用）

募金箱の設置に関する送料は当法人の負担とし、募金箱の返却に関する送料は設置協力者が負担するものとする。

第7条（募金箱の管理）

募金箱の管理者は、善良なる管理者の注意をもって募金箱を管理しなければならない。

- 2 募金箱の破損、紛失、盗難等が生じた場合は、管理者は速やかに被害状況を当法人に報告し、募金箱の取り扱いについて当法人の指示に従わなければならない。

第8条（変更の届出）

募金箱の設置場所、管理者等の設置に関する登録内容に変更があったときは、設置協力者は所定の変更届出書（又は、Web 入力方式を含む）を速やかに当法人に提出しなければならない。

第9条（募金の受入れ）

募金箱に現金が投入されたことにより、寄附者から当法人へ寄附金の申入れ及び寄附の履行があったものとし、募金箱により受け入れた現金は、当法人への寄附金として取り扱うものとする。

- 2 募金箱により受け入れた現金については、寄附者に対して受領書等を発行しないものとする。

第10条（募金の払込み）

設置協力者は、集まった金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金について少なくとも年2回、原則として毎年6月末日及び12月末日までに当法人が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

ただし、募金箱を設置した初年度であって募金箱設置期間が6か月未満の場合は、募金箱を設置した年の翌年6月末日までに振り込むものとする。

- 2 当法人への募金の振込みは、当法人が支給する専用の払込用紙または、当法人が指定する方法により振り込むものとする。
- 3 前項の方法以外による当法人への募金の送金について発生する振込費用等については、設置協力が負担するものとする。
- 4 当法人への募金の送金が1年6か月以上確認できない場合には、必要に応じて当法人は募金箱の設置状況等を調査するものとし、調査の結果、募金箱設置継続が不適當であると当法人が認めた場合には、設置協力者は募金箱を当法人に返却しなければならない。

第11条（募金箱の返却）

設置協力者が募金箱を当法人に返却する場合は、募金箱に寄せられた募金及び募金箱の取り扱いについて当法人の指示に従わなければならない。

第12条（募金箱登録管理簿）

当法人の主たる事務所に募金箱登録管理簿（電磁的記録を含む）を備え、募金箱の設置場所、管理者等の登録状況について適正な把握に努めるものとする。

第13条（補則）

この規程に定めるもののほか、募金箱設置に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

第14条（改廃）

この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年5月24日から施行する。